

精子提供による非配偶者間体外受精

医療法人 絹谷産婦人科

「精子提供による非配偶者間体外受精」とは、第三者からの精子の提供を受けて体外受精を実施することです。適応には、女性に人工授精ではなく体外受精を受けるべき医学上の理由があり、かつ、夫以外の第三者より精子の提供を受けなければ妊娠できない医学的理由が認められることなどが挙げられます。

ここでは、「JISART 認定施設で受ける精子提供による非配偶者間体外受精」について簡単にご説明します。

●JISART での精子提供●

＜被提供者の条件＞ 以下の条件①かつ条件②に該当

・条件①について

妻に卵管性不妊症や免疫性不妊症がある場合、又は、AID（非配偶者間人工授精）を3回以上試みても妊娠しない場合。

・条件②について（ア～エのいずれかに該当）

ア 夫に精子が存在しない場合（医師が臨床所見から判断）

イ 3回以上の夫婦間体外受精によっても妊娠又は出産に至らず、その原因が精子にあり、今後妊娠の可能性が極めて低いと医師が判断した場合

ウ 夫の異常精液所見の原因が、染色体異常にあり、子への遺伝が危惧される場合

エ 夫が重篤な遺伝性疾患の保因者または患者で、着床・出生前検査および妊娠中絶を望まない場合

※ただし、加齢により妊娠できない夫婦でないことを必要とする。この点の具体的な判断は医師の裁量によるが、妻の年齢が50歳程度であることを目安として判断する。また、夫婦の健康状態、精神的な安定度、経済的状況など、生まれてくる子どもを安定して養育していくことができると認められる夫婦であることを必要とする。

＜提供者の条件＞

・原則として55歳未満の成人（20歳以上）

・原則として匿名の第三者でなくてはならないが、匿名の提供者が見当たらず、JISART 倫理委員会で承認された場合は、被提供者にとって知られた者を提供者とすることが認められる。

＜その他の条件＞

・生まれた子への出自を知る権利を認める

・対価授受の禁止（提供された卵子に対する報酬などを求めることを禁止）

●精子提供の流れ（提供者が兄弟または知人の場合）●

①精子の提供者を被提供者夫婦で選択し依頼。

②被提供者・提供者ともに条件を満たしているかどうか、当院の「非配偶者間体外受精相談カウンセリング」を受ける。条件を満たしていれば、被提供者・提供者には1度は初診前説明会と体外受精説明会へ参加していただく。

③精子提供についての説明を受け理解し、かつ施設長が治療可能と判断した後に、臨床心理士とのカウンセリングを受けていただく。カウンセリングは、被提供者と提供者（お1人で、夫婦で、全員合同で）ともに受けること、かつ被提供者と提供者それぞれ個別で「心理テスト」を受けることが必須。

④被提供者・提供者で最終的に意思決定を行い、精子提供に全員の同意が得られれば、JISARTの倫理委員会へ申請。

⑤JISART倫理委員会にて審議を行う。JISART倫理委員会では被提供者夫婦および提供者夫婦（提供者が独身の場合は提供者のみ）へ個別のヒアリングが行われる。

⑥JISART倫理委員会で承認を得られた後、治療開始。

※以上の①～⑥まで、**約1年**かかりますのでご注意ください!!

⑦治療が成功した場合、出産後フォローアップを行う。

※精子提供により、家族関係や生まれてきた子への告知などから様々な問題が生じる可能性があるため、JISART倫理委員会の承認後、治療の開始前、治療中、出産後もカウンセリングを受けることは可能です。また出産後には、お子さまの成長発達の様子についても当院とJIASRTへお知らせいただきますことを、あらかじめご了承ください。

●精子提供治療にかかる費用●

- ・（被提供者と提供者の）各種検査費
- ・精子提供のためのカウンセリングおよび心理テスト
- ・JISART倫理委員会
- ・その他諸経費
- ・体外受精治療費

} 約150万円